

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成21年6月23日提出
【計算期間】	第1 特定期間（自 平成20年12月22日 至 平成21年3月23日）
【ファンド名】	ヒューミント・Jリートオープン
【発行者名】	ヒューミント投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 児嶋 竜三
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町三丁目7番2号
【事務連絡者氏名】	堀越 秀之
【連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町三丁目7番2号
【電話番号】	03-3664-9092
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ヒューミント・Jリートオープン（以下当ファンドといいます。）は、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、1,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、次の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性（ ） 不動産投信 その他資産 (投資信託証券（不動産投信）) 資産複合（ ）	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他（ ）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

※当ファンドは親投資信託証券への投資を通じて不動産投資証券に投資しますので、表記上商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

商品分類の定義

単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
---------	-----	---

投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	不動産投信（リート）	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

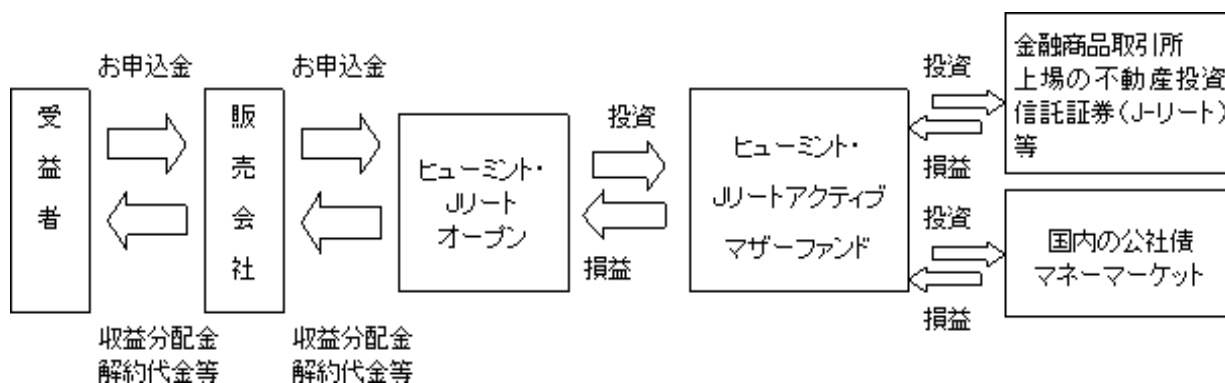
属性区分の定義

投資対象資産	その他資産	目論見書または信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年4回	目論見書または信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

※上記商品分類および属性区分定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

<ファンドの特色>

- ◆ 「ヒューミント・Jリートオープン」は、「ヒューミント・Jリートアクティブマザーファンド（マザーファンド（親投資信託））」の受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券（Jリート）に実質的な投資を行います。



- ◆ 「Jリート」（J-REIT: Japanese Real Estate Investment Trust）とは、日本の不動産投資信託証券のことです。

- ・ Jリートは、投資家から資金を集め、賃料収入が得られる不動産等に投資し、そこから得られた賃料収入や不動産の売却益を投資家に配当する仕組みの商品です。
- ・ Jリートは、利益の90%超を配当すること等で法人税が免除されるため、通常、利益の90%超を投資家に配当します。
- ・ 日本の金融商品取引所に上場しているJリートは、株式と同様、金融商品取引所を通じて売買が行われます。
- ・ 金融商品取引法の開示ルールが適用されます。

- ◆ Jリート個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

- ◆ 個別銘柄の組入れ不動産の種類等を考慮します。

- ◆ 原則として、毎年、3、6、9、12月の各20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益の分配を行います。

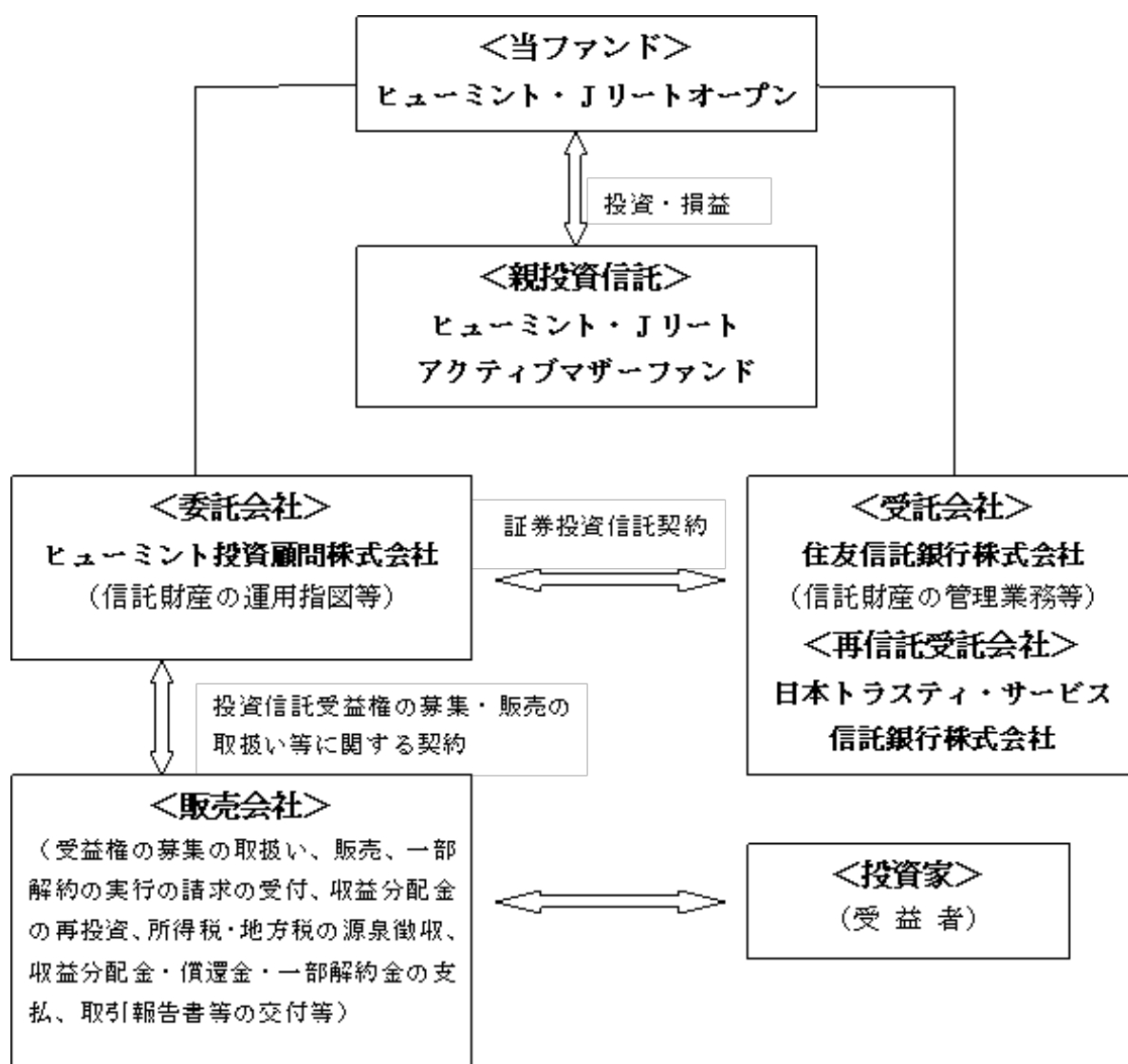
- ◆ 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ◆ 原則として、安定した分配を継続的に行うことを目標に分配金の金額を決定します。基準価額の水準およびポートフォリオの流動性を考慮し、分配金の金額を決定する場合があります。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。尚、第1計算期末には、収益の分配は行いません。
 - ・ 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
 - ・ 分配金の金額は、あらかじめ一定の分配を確約するものではなく、分配金が支払われない場合もあります。

(2) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

<ファミリーファンド方式での運用>

ファミリーファンド方式とは投資家から投資された資金をベビーファンド（ヒューミント・Jリートオープン）としてまとめ、その資金をマザーファンド（ヒューミント・Jリートアクティブマザーファンド）に投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。



（前記（1）ファンドの目的および基本的性格を、ご参照下さい。）

② 委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

イ. ヒューミント投資顧問株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行ないます。

ロ. 住友信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との間で信託契約を締結し、これに基づき、当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

ハ. 「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」を締結し、これに基づき当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い等を行ないます。

③ 委託会社の概況

イ. 資本金の額（平成21年5月末日現在）

資本金 180百万円
 発行済株式の総数 3,400株（内普通株式1,800株）

ロ. 委託会社の沿革

平成16年1月 ヒューミント投資顧問株式会社設立
 平成16年2月 投資顧問業登録 関東財務局長 第1198号
 平成16年6月 投資一任業務認可 内閣総理大臣 第41号
 平成19年3月 投資信託委託業認可 内閣総理大臣 第72号
 平成19年9月 金融商品取引業登録 関東財務局長（金商）第383号
 平成20年6月 総合不動産投資顧問業登録 国土交通大臣 総合-第101号

ハ. 大株主の状況（平成21年5月末日現在）

発行済株式の総数 (a) および資本金	3,400株（内普通株式1,800株） 180百万円		
氏名、商号または名称	住所	保有株式数 (b)（普通株式）	比率 (b/a)
児嶋 竜三	千葉県 佐倉市	927株 [※]	51.5% [※]
柴田 真由美	千葉県 船橋市	183株	10.2%

※ 間接保有分合算

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 主要投資対象

ヒューミント・Jリートアクティブマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ. マザーファンドの受益権を通じて、わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）

の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

- ロ. 不動産投資信託証券への投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。
- ・個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。
 - ・個別銘柄の組入不動産の種類等を考慮します。
- ハ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%以上に維持することを基本とします。
- ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

<投資先ファンドについて>

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

投資先ファンド	わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券 （「ヒューミント・Jリートアクティブマザーファンド」を通じて実質的に投資します。）
選定の方針	イ. 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。 ロ. 個別銘柄の組入不動産の種類等を考慮します。

詳しくは、前掲「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」および、後掲「<参考>マザーファンド（ヒューミント・Jリートアクティブマザーファンド）の概要」をご参照下さい。

(2) 【投資対象】

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、主としてヒューミント投資顧問株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたヒューミント・Jリートアクティブマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
1. コマーシャル・ペーパー
 2. 社債券（新株引受権と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ④ 平成21年3月23日現在、当ファンドの主要投資対象であるヒューミント・Jリートアクティブマザーファンドにおいて純資産総額の10%を超えて投資している不動産投資信託（Jリート）は、次のとおりです。

◆ユナイテッド・アーバン投資法人

①「資法人の目的および基本的性格

本投資法人は、主として首都圏並びに政令指定都市をはじめとする全国の主要都市及びそれぞれの周辺部に立地する、商業施設、オフィスビル、ホテル、住居、その他の不動産等及び不動産対応証券の特定資産に投資して、中長期にわたり安定収益の確保を図ることを目標とし、運用を行います。

②委託会社（資産運用会社）の名称

ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社

◆日本ホテルファンド投資法人

①投資法人の目的および基本的性格

本投資法人は、ビジネスホテル、リゾートホテル及びシティホテル等ホテル用不動産等に対して中長期的な観点から投資して、着実な成長と安定した収益の確保を目指した運用を行います。

②委託会社（資産運用会社）の名称

ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社

◆アドバンス・レジデンス投資法人

①投資法人の目的および基本的性格

本投資法人は、投資対象地域の分散化を考慮しつつ、居住の用に供されている不動産を主要な投資対象として投資を行い、中長期にわたる安定収益の獲得と運用資産の成長を目指し、投資主価値の極大化を図ります。

②委託会社（資産運用会社）の名称

ADインベストメント・マネジメント株式会社

◆プレミア投資法人

①投資法人の目的および基本的性格

本投資法人は、東京経済圏に立地したオフィス又は住宅を主たる用途とする建物、その敷地から構成される不動産及びかかる不動産を裏付けとする信託の受益権その他の有価証券等の資産に投資を行い、中長期的な観点から、本投資法人に属する資産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

②委託会社（資産運用会社）の名称

プレミア・リート・アドバイザーズ株式会社

◆ビ・ライフ投資法人

①投資法人の目的および基本的性格

本投資法人は、中長期にわたる安定収益の確保と資産の着実な成長を図ることを目標として、

主として不動産等及び不動産対応証券等の特定資産に投資して運用を行います。

（ア） 本投資法人は、首都圏を中心に、その他政令指定都市及びその周辺地域に立地する主たる用途を居住施設又は商業施設とする不動産等、ならびに主たる用途を居住施設又は商業施設とする不動産等を裏付けとする不動産対応証券を主な投資対象とします。

（イ） 個々の投資対象の選別に際しては、a.一般経済情勢、金融情勢、消費者動向、不動産市場等の「マクロ要因」、b.立地エリアの周辺環境、都市計画の状況等将来性及び安定性等の「地域的要因」、及びc.詳細な物件調査（経済的調査、物理的調査及び法的調査を含みます。）の結果を総合的に検討するものとします。

②委託会社（資産運用会社）の名称

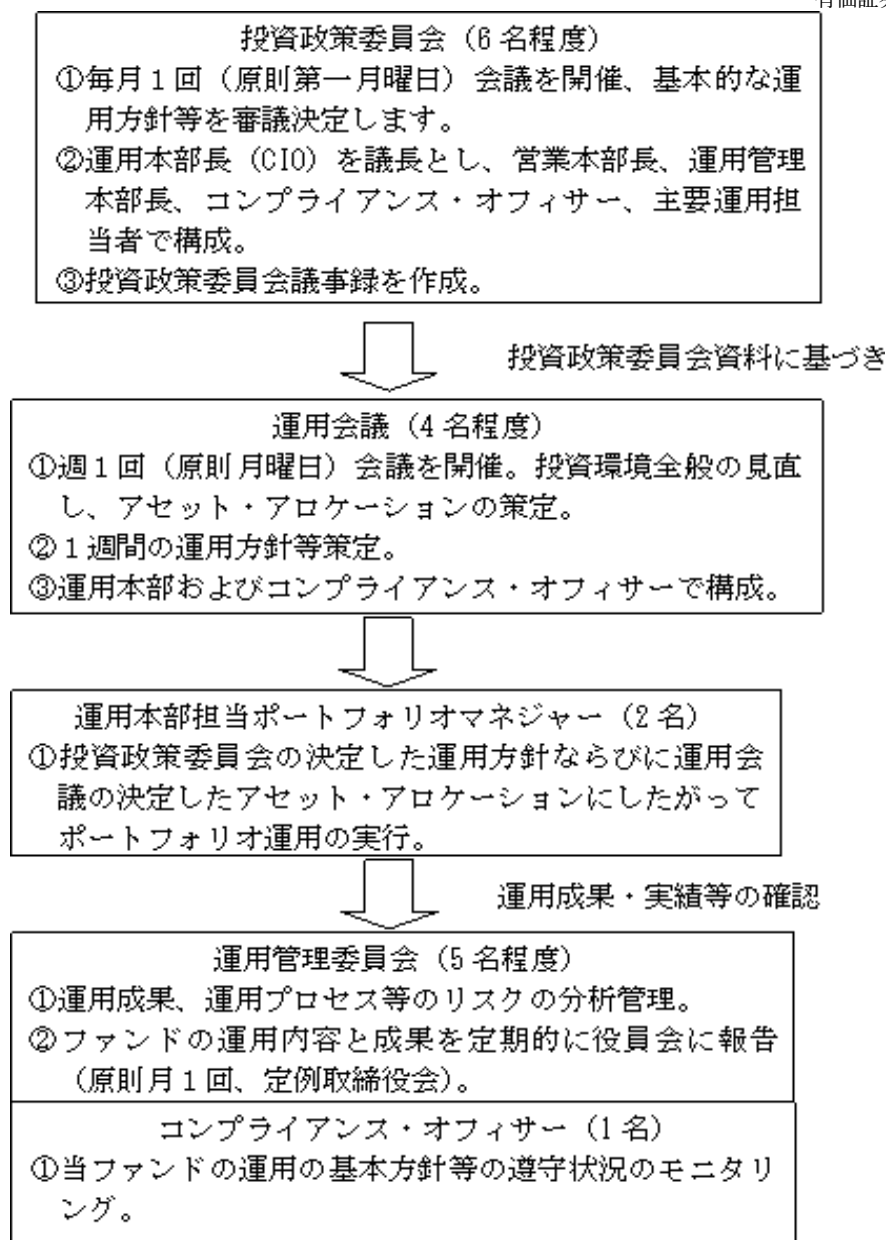
大和ハウス・モリモト・アセットマネジメント株式会社

（3）【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。

当ファンドの運用に係る意思決定については、委託会社の投資政策委員会が基本的な運用方針および収益分配方針等を決定する体制としております。



② 内部管理体制

当ファンドの基本方針に則した適正な運営を行なうべく、オペレーション部門による業務管理、内部監査室による業務監査およびコンプライアンス部門によるモニタリングを行ない、適正性の確保に努める体制としております。また、当ファンドの運用状況および運用成果等については、運用管理本部が主催し、運用本部およびコンプライアンス部門を含む関連各部門を構成メンバーとする運用管理委員会でレビューを実施する体制としております。なお、委託会社では、信託財産の適正な運用および受益者と利益相反となる取引の防止を目的として、社内規程（業務方法書、業務運営規程、運用に係る社内規則、業務執行に係る社内規程、運用担当者服務規程等）を設けております。

関係法人に関する管理体制

受託会社：業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行ないます。また投資信託に係る受託会社の内部統制報告書を定期的に入手し、説明・報告を受けます。投資信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適正に遂行されているかの確認を行ないます。

（注）運用体制は平成21年5月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行ないます。

- ① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金の金額を決定します。基準価額の水準およびポートフォリオの流動性等を考慮し、分配金の金額を決定する場合があります。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。なお、第1計算期末には、収益の分配は行いません。
- ③ 留保益は、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行なうことを基本とします。

(5) 【投資制限】

＜信託約款による投資制限＞

- ① マザーファンドの受益証券への投資制限
マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への投資制限
株式への直接投資は、行ないません。
- ③ 投資信託証券への投資制限
マザーファンドを通じて行なう投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ 同一銘柄の不動産投資信託証券への投資制限
マザーファンドを通じて行なう同一銘柄の不動産投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への直接投資は、行ないません。
- ⑥ 資金の借入れ
イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払金の手当（一部解約に伴う支払い資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入の指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

＜参考＞マザーファンド（ヒューミント・Jリートアクティブマザーファンド）の概要

(1) （投資方針）

① 主要投資対象

わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券を主要投資対象と

します。

② 投資態度

- イ. わが国の金融商品取引所の上場不動産投資信託証券を主要投資対象とし、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
- ロ. 投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。
 - ・ 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。
 - ・ 個別銘柄の組入不動産の種類等を考慮します。
- ハ. 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%以上に維持することを基本とします。
- ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

(2) (投資対象)

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
 - 1. コマーシャル・ペーパー
 - 2. 社債券（新株引受権と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 - 3. 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 4. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 5. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）なお、第3号の証券および第4号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形

(3) (主な投資制限)

① 株式への投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

② 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

③ 同一銘柄の不動産投資信託証券への投資制限

同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

④ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

3 【投資リスク】

(1) 【価格変動リスク】

当ファンドは、マザーファンドを通じてわが国の不動産投資信託証券（Jリート）など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① Jリートの価格変動

イ. Jリートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

- ・ Jリートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなJリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
- ・ 金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でJリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

ロ. Jリートの価格や配当は、Jリートの収益や財務内容の変動の影響をうけます。

- ・ Jリートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、Jリートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
- ・ Jリートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってJリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、Jリートの価格が大幅に下落することも想定されます。
- ・ Jリートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
- ・ 法人形態のJリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。Jリートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもあります。

ハ. Jリートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、Jリートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

- ・ その他、不動産を取り巻く規制（建築規制、環境規制等）が変更となった場合も、Jリートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。
- ・ 金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、Jリートが上場廃止になることもあります。

② その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押し下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務

不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 【買付、換金が制限される場合】

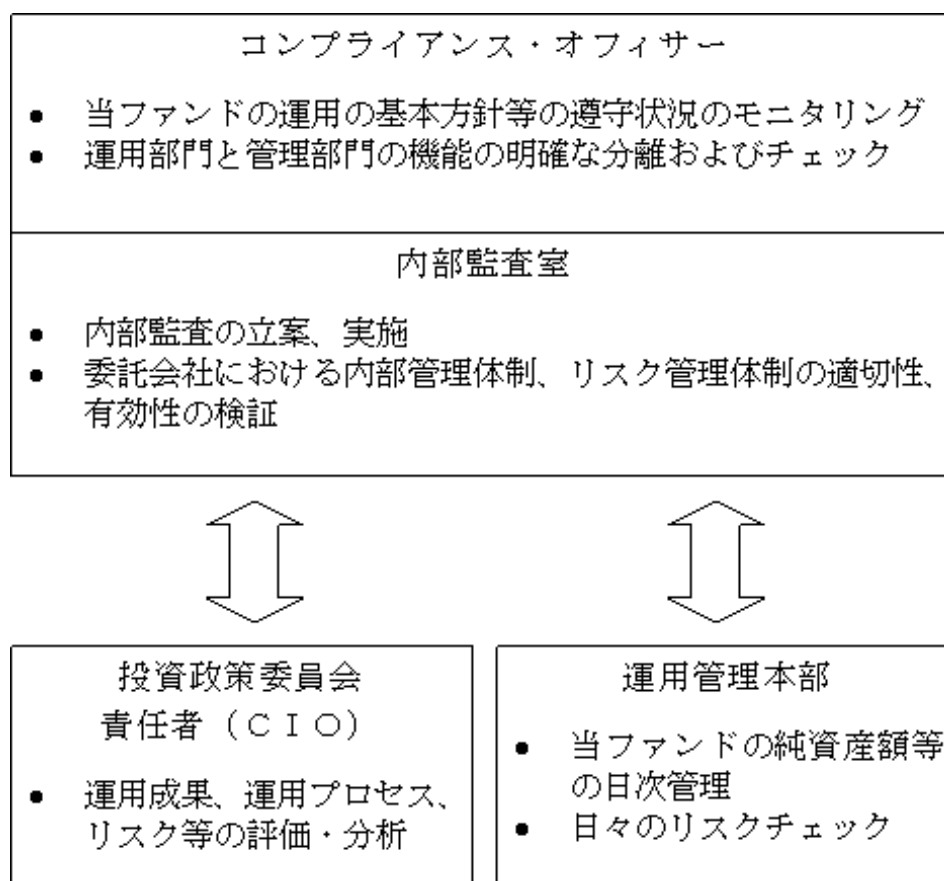
通常と異なる状況において、お買付・ご換金に制限を設けることがあります。

- ① 金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付の申込みの受付を中止することがあります。
- ② 金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取り扱います。

(3) 【リスク管理体制】

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。

① リスク管理体制について



② 担当部署等の概要

◆ コンプライアンス・オフィサー

- ・ 法令および諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行ないます。
- ・ 違反等の是正・改善および未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行ないます。
- ・ 資産運用は、運用本部による内部管理のほか、コンプライアンス・オフィサーが顧客投資ガイドラインの遵守等、運用本部から独立した立場で以下の項目をチェックします。
 - ・ 運用ガイドラインのモニター
 - ・ 取引の妥当性のチェック

- ・ 利益相反取引のチェック

◆ 内部監査室

- ・ 内部監査室は、内部監査の立案、実施等を行ない、委託会社における内部管理体制、リスク管理体制の適切性、有効性の検証を行ないます。
（注）投資リスクに対する管理体制は平成21年5月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

「一般コース」を選択した受益者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額×取得申込の口数）に申込手数料を加算した金額を申込代金として申込みの販売会社に支払うものとします。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者は、申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします（申込手数料は申込代金から差し引かれます。）。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料は、徴収しません。

ただし、換金（解約）時に、ご換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額[※]（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（当ファンドでは基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

- ① 委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年率1.7325%（税抜 1.65%）

信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.84% （税抜 0.8%）	年率0.84% （税抜 0.8%）	年率0.0525% （税抜 0.05%）

- ② 上記①の信託報酬額（年率1.7325%）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。
- ③ 委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集の取扱い等に関する業務に対す

る代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社に対する信託報酬は、ファンドから受託会社に対して支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託事務等に要する費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用）、公告費用）および当該費用に係る消費税等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。委託者は、係る諸費用の支払いを信託財産のために行ない、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.105%（税抜0.1%）相当を上限とした額を、係る費用の合計額とみなして、信託財産中より受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模を考慮して、随時係る諸費用の年率を見直し、前記の額を上限としてこれを変更することができます。また、当該諸費用の額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中より委託会社に対して支払われます。
- ④ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ⑤ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

<マザーファンドより支弁する手数料等>

有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、次のような取扱いとなります。

① 個人受益者の場合

<平成20年12月31日まで>

イ. 収益分配金、解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、確定申告を行ない、総合課税（配当控除の適用なし）を選択することもできます。

ロ. 買取請求の取り扱い

買取請求した場合の譲渡益は、譲渡所得等とみなされ、譲渡益に対し10%（所得税7%および地方税3%）の申告分離課税の対象となり、確定申告を行なうことが必要です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<平成21年1月1日以降>

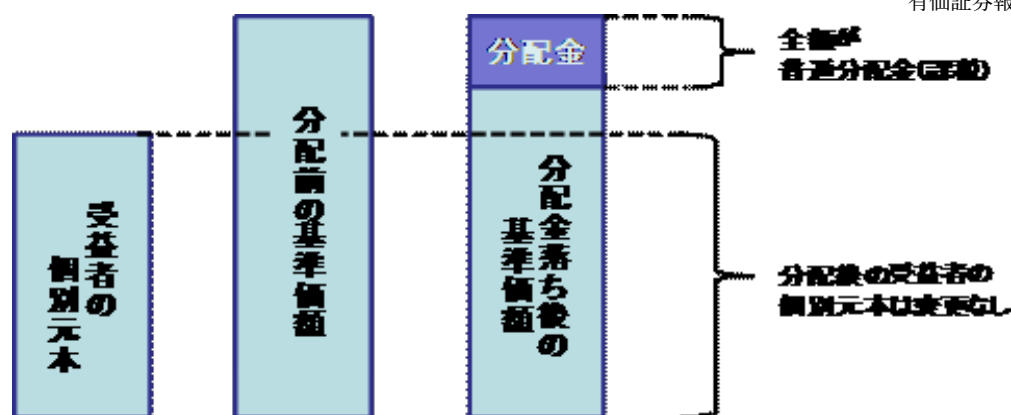
イ. 収益分配金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます（原則として、確定申告不要。なお、確定申告により、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することも可能。配当控除の適用なし。）。

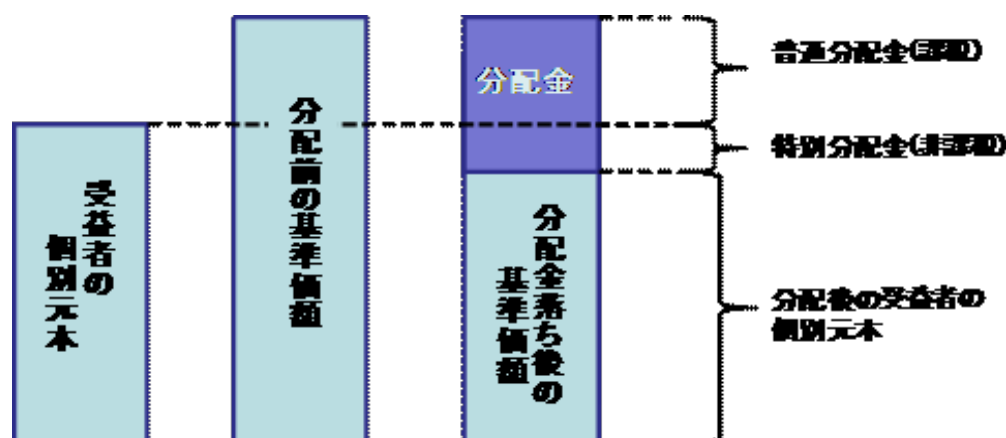
- ・ ただし、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの3年間に限り、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行われます（原則として、確定申告不要）。
- ロ. 解約時および償還金に対する課税
 - ・ 解約時および償還時の差益（譲渡益）は譲渡所得として、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要です。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行われます（原則として、確定申告不要）。
 - ・ ただし、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの3年間に限り、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率が適用されます。
 - ※ 解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。
 - ※ 買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。
- ②法人受益者の場合
 - イ. 収益分配金、解約金、償還金に対する課税
 - ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され、7%（所得税のみ）の税率による源泉徴収となります。
 - ・ 源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
 - ※ 上記の7%（所得税のみ）の税率は、平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となります。
 - ロ. 益金不算入制度の適用
益金不算入制度は適用されません。
- ③ 個別元本
 - イ. 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本となります。
 - ロ. 受益者が同一ファンドを複数回お申し込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申し込みの場合などにより把握方式が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- ④ 普通分配金と特別分配金
 - イ. 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。
 - ロ. 受益者が収益分配金を受け取る際
 - ・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分との額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
 - ・ 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額か上回る場合



収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合



※ 税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

照会先：ヒューミント投資顧問株式会社

- ・ホームページアドレス：<http://www.humint.jp/>
- ・電話03-5643-5013（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

5【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成21年4月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,349,540	97.66
現金・預金・その他の資産 （負債控除後）	—	56,242	2.34
合計（純資産総額）	—	2,405,782	100.00

（参考情報）

ヒューミント・Jリートアクティブマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
-------	------	---------	---------

投資証券	日本	2,066,500	87.95
現金・預金・その他の資産 （負債控除後）	—	282,997	12.05
合計（純資産総額）	—	2,349,497	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2）【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

「ヒューミント・Jリートアクティブマザーファンド」

＜評価額＞

（平成21年4月30日現在）

国/ 地域	種類	銘柄名	数量（口）	簿価単価 評価単価 （円）	簿価金額 評価金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託 受益証券	ヒューミント・Jリート アクティブマザーファンド	1,900,000	1.0522 1.2366	1,999,180 2,349,540	97.66

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

＜種類別投資比率＞

（平成21年4月30日現在）

種類	国内/外国	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内	97.66
合計	—	97.66

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

＜業種別投資比率＞

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考情報）

ヒューミント・Jリートアクティブマザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

＜評価額＞

（平成21年4月30日現在）

順位	銘柄名	国/ 地域	種類	数量 (口)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ユナイテッド・アーバン投資法人	日本	投資証券	1	350,551 445,000	350,551 445,000	18.94
2	日本賃貸住宅投資法人	日本	投資証券	5	57,249 77,800	286,249 389,000	16.56
3	日本ホテルファンド投資法人	日本	投資証券	2	171,068 184,400	342,136 368,800	15.70
4	プレミアム投資法人	日本	投資証券	1	285,449 323,000	285,449 323,000	13.75
5	スターツプロシード投資法人	日本	投資証券	4	70,886 69,000	283,544 276,000	11.75
6	ビ・ライフ投資法人	日本	投資証券	1	207,426 264,700	207,426 264,700	11.27

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

<種類別投資比率>

(平成21年4月30日現在)

種類	投資比率 (%)
投資証券	87.95
合計	87.95

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成21年4月末日および同日前ファンド設定来各月末ならびに下記特定期間／計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

特定期間／計算期間末 または各月末	純資産総額 (円) (分配落)	純資産総額 (円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1期（設定時） 平成20年12月22日	1,969,463	—	1.0000	—
第1期（期末） 平成21年3月23日	2,059,770	2,059,770	1.0459	1.0459
平成20年12月末日	1,941,705	—	0.9859	—
平成21年 1月末日	1,960,572	—	0.9955	—
平成21年 2月末日	1,973,629	—	1.0021	—
平成21年 3月末日	2,176,708	—	1.1052	—
平成21年 4月末日	2,405,782	—	1.2215	—

(注) 当ファンドの第1特定期間は当ファンドの第1計算期間と同じです。

②【分配の推移】

特定期間／計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期 （平成20年12月22日 ～ 平成21年3月23日）	0

③【収益率の推移】

特定期間／計算期間	収益率（％）
第1期 （平成20年12月22日 ～ 平成21年3月23日）	4.6

（注）「収益率」とは、各計算期間ごとに計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た額を言います。ただし、第1計算期間の収益率は額面価額を基準に算出しております。
収益率は、小数点第2位を四捨五入しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成20年12月22日 信託契約締結、当初設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「一般コース」があります。

「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1万口当り）は、お買付申込受付日の基準価額（当初申込期間については1万口当り1万円）です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「自動けいぞく投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

継続申込期間においては、委託会社の各営業日の午後3時（年末年始など半休日においては午前11時）までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関にへ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

委託会社の各営業日の午後3時（年末年始など半休日においては午前11時）までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

① 一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうもの

とします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

照会先：ヒューミント投資顧問株式会社

- ・ ホームページアドレス <http://www.humint.jp/>
- ・ 電話番号 03-5643-5013（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

1口当りの手取額は、個人の場合は解約価額から所得税および地方税を、法人の場合は所得税のみを差引いた金額となります。

※ 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該計算日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

② 買取り

受益者が買取請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

販売会社は、受益者の請求があるときは、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、その振替受益権を買取ります。

振替受益権の買取価額は、買取りの申込みを受け付けた日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。

受益者は、買取価額を、販売会社に問合わせるにより知ることができます。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受け付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 基準価額の計算方法等

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：Jリート）また、後記照会先のホームページでもご覧になれます。

② 運用資産の評価基準および評価方法

法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって、原則として時価により評価しております。

マザーファンドの受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価し、マザーファンドの主要な組入れ資産である不動産投資信託証券については、原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価しております。

（2）【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託契約締結日から平成30年12月20日までとします。

ただし、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、受益権口数が5億口を下回ったときまたはやむを得ない事情が発生したときは、委託会社は受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（4）【計算期間】

① 当ファンドの計算期間は、毎年3月21日から6月20日まで、6月21日から9月20日まで、9月21日から12月20日まで、および12月21日から翌年3月20日までとします。ただし、第1計算期間は、平成20年12月22日から平成21年3月23日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

（5）【その他】

① 信託の終了

- イ. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ロ. 委託会社は、上記（イ）にしたがい信託を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し書面をもって、これらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ. 上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が帰属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ. 上記（ロ）の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ホ. 上記（ロ）から（ニ）までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により、同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（ロ）から（ニ）までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが、困難な場合には適用しません。

② 信託約款の変更等

- イ. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本（イ）から（ト）に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ロ. 委託会社は、上記（イ）の事項（上記（イ）の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ. 上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が帰属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ. 上記（ロ）の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ホ. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対して、その効力を生じます。
- ヘ. 上記（ロ）から（ホ）までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト. 上記（イ）から（ヘ）の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において、当該併合の書

面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

③ 関係法人との契約の更改等

＜投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書＞

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らかの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解除することができます。

④ 運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、毎年3月および9月の計算期間の末日毎および信託終了時に当該信託財産の運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

⑤ 信託契約に関する監督官庁の命令

- イ. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ロ. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記②の規定にしたがいます。

⑥ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- イ. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ロ. 上記（イ）の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記②（ロ）の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

⑦ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- イ. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ロ. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- イ. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記②の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、本（イ）によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- ロ. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑨ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、後記照会先のアドレスに掲載します。なお、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載します。

⑩ 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により、その取扱いを定めます。

⑪ 再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

2【受益者の権利等】

① 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込の場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

② 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。償還金は、原則として信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日））から起算して、5営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③ 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から受益者に支払われます。

④ 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行なう場合には、書面決議において、当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求の手續に関する事項は、前記の「1 資産管理等の概要（5）その他 ①信託の終了（ロ）」または「1 資産管理等の概要（5）その他 ②信託約款の変更等（ロ）」に規定する書面に付記します。

⑤ 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

照会先：ヒューミント投資顧問株式会社

- ・ホームページアドレス <http://www.humint.jp/>
- ・電話番号 03-5643-5013（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成します。ただし、当ファンドの第1特定期間は、平成20年11月14日の届出書に記載の通り、当ファンドの第1計算期間（当ファンド設定日平成20年12月22日から平成21年3月23日まで）といたします。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成20年12月22日から平成21年3月23日まで）の財務諸表について、ビーエー東京監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

ヒューミント・Jリートオープン

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	当期 平成21年 3月 23日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	69,463
親投資信託受益証券	1,999,180
流動資産合計	2,068,643
資産合計	2,068,643
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	266
未払委託者報酬	8,128
その他未払費用	479
流動負債合計	8,873
負債合計	8,873
純資産の部	
元本等	
元本	1,969,463
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	90,307
（分配準備積立金）	90,307
元本等合計	2,059,770
純資産合計	2,059,770
負債純資産合計	2,068,643

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

当事業年度 自 平成20年 12月 22日 至 平成21年 3月 23日	
営業収益	
有価証券売買等損益	99,180
営業収益合計	99,180
営業費用	
受託者報酬	266
委託者報酬	8,128
その他費用	479
営業費用合計	8,873
営業利益	90,307
経常利益	90,307
当期純利益	90,307
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	—
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	90,307

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 (自 平成20年12月22日 至 平成21年3月23日)
1. 有価証券の評価基準および方法	親投資信託受益証券 原則として、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間および特定期間 当ファンドの計算期間は原則として毎年3月21日から6月20日まで、6月21日から9月20日まで、9月21日から12月20日まで、および12月21日から翌年3月20日までとしております。ただし、第1計算期間は、平成20年12月22日（設定日）から平成21年3月23日までとなります。 また、第1特定期間（当期）も、第1計算期間と同様、平成20年12月22日（設定日）から平成21年3月23日までとなります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	当期 (平成21年3月23日現在)
1. 期首元本額、 期中追加設定元本額 期中解約元本額	1,969,463円 -円 -円
2. 投資信託財産計算に関する規則第55条 の6項10号に規定する額 元本の欠損	-円
3. 当該中間計算期間の末日における 受益権総数	1,969,463口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	当期 (自 平成20年12月22日 至 平成21年3月23日)
分配金	信託約款により第1計算期間末は収益の分配は行いません。

(有価証券に関する注記)

種類	当期 (自 平成20年12月22日 至 平成21年3月23日)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1,999,180	99,180
合計	1,999,180	99,180

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	当期 (平成21年3月23日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0459円 (10,459円)

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

(平成21年3月23日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	ヒューミント・Ｊリート アクティブマザーファンド	1,900,000	1,999,180	—
親投資信託受益証券 合計		1,900,000	1,999,180	—
合計			1,999,180	—

②有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは「ヒューミント・Ｊリートアクティブマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

「ヒューミント・Ｊリートアクティブマザーファンド」の決算日は原則毎年9月20日ですが、第１計算期間は平成20年12月22日より平成21年9月24日です。

平成21年4月30日現在の「ヒューミント・Ｊリートアクティブマザーファンド」の状況は、以下の通りです。

以下に記載した情報は監査の対象外となっております。

純資産計算書

科目	(平成21年4月30日現在)
	金額（円）
資産	
投資証券（評価額）	2,066,500
コール・ローン等	203,616
未収配当金	79,381
資産合計	2,349,497
負債	
未払金及び未払費用	0
負債合計	0
純資産	
純資産合計	2,349,497

発行済数量	1,900,000
1単位当たり純資産額	1.2366

有価証券明細表

（平成21年4月30日現在）

順位	銘柄名	国/ 地域	種類	数量 (口)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ユナイテッド・アーバン投資法人	日本	投資証券	1	350,551 445,000	350,551 445,000	18.94
2	日本賃貸住宅投資法人	日本	投資証券	5	57,249 77,800	286,249 389,000	16.56
3	日本ホテルファンド投資法人	日本	投資証券	2	171,068 184,400	342,136 368,800	15.70
4	プレミアム投資法人	日本	投資証券	1	285,449 323,000	285,449 323,000	13.75
5	スターツプロシード投資法人	日本	投資証券	4	70,886 69,000	283,544 276,000	11.75
6	ビ・ライフ投資法人	日本	投資証券	1	207,426 264,700	207,426 264,700	11.27
合計				14		1,755,355 2,066,500	87.95

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「ヒューミント・Jリートオープン」

（平成21年4月30日現在）

種類	金額・単位
I 資産総額	2,410,130円
II 負債総額	4,348円
III 純資産総額（I－II）	2,405,782円
IV 発行済数量	1,969,463口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	1.2215円

（参考情報）

「ヒューミント・Jリートアクティブマザーファンド」

（平成21年4月30日現在）

種類	金額・単位
I 資産総額	2,349,497円
II 負債総額	－円
III 純資産総額（I－II）	2,349,497円
IV 発行済数量	1,900,000口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	1.2366円

第5【設定及び解約の実績】

下記特定期間／計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

特定期間／計算期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期 (平成20年12月22日～ 平成21年3月23日)	1,969,463	0	1,969,463

(注) 設定数量には、当初募集期間中の設定数量を含みます。

照会先：ヒューミント投資顧問株式会社

- ・ホームページアドレス <http://www.humint.jp/>
- ・電話番号 03-5643-5013（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】（平成21年5月末日現在）

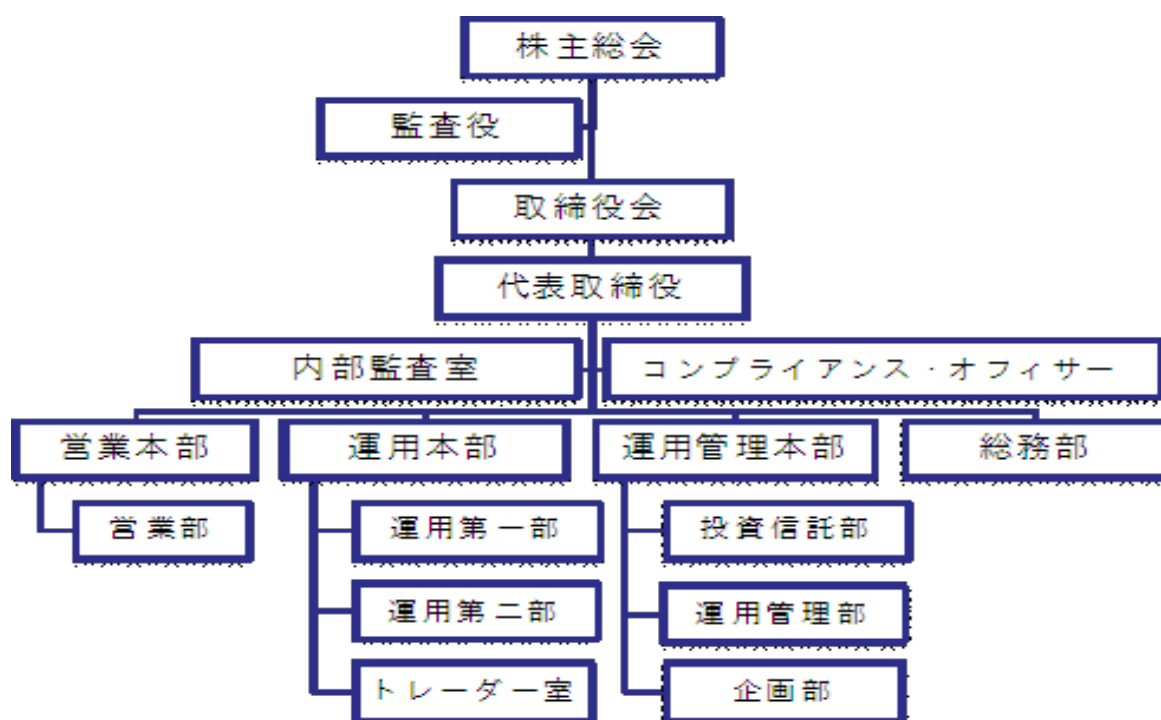
(1)【資本金等】

- ① 資本金の額
180百万円
- ② 会社が発行する株式総数
40,000株
- ③ 発行済株式総数
3,400株
（優先株式 1,600株）
（普通株式 1,800株）
- ④ 過去5年間における資本金の増減

年月日	増資額	増資後資本金
平成16年1月26日	1,000万円	1,000万円（設立資本金）
平成16年4月1日	8,000万円	9,000万円
平成16年6月29日	163万円	9,163万円
平成18年1月25日	3,337.1万円	12,500.1万円
平成20年3月28日	5,499.9万円	18,000万円

(2)【委託会社の機構】

① 会社の組織図

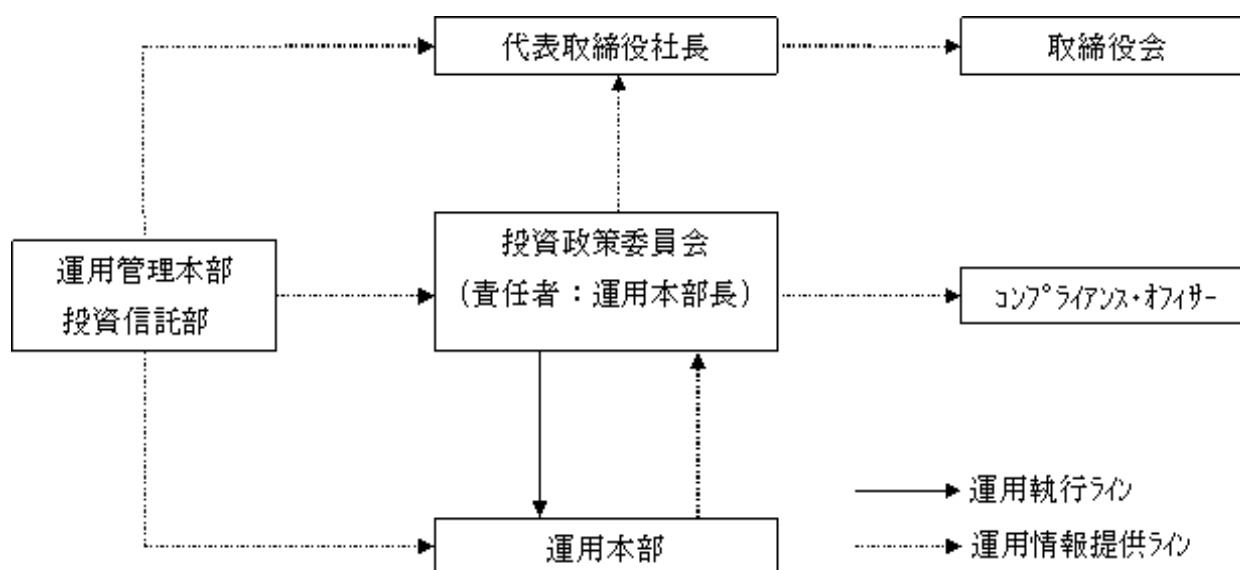


（注）上記組織は、平成21年5月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

② 会社の意思決定機構

委託会社の取締役は3名以上15名以内、監査役は3名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権総数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行ない、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後2年以内、監査役は、就任後4年以内のそれぞれ最後の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、任期満了前に退任した取締役および監査役の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とします。委託会社の業務の重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長を選任し、必要に応じて、会長、副社長各1名を選任することができます。社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括します。取締役会の決議をもって、役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができます。

③ 投資信託の運用の流れ



（注）上記組織は、平成21年5月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っております。

平成21年4月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

種類			本数	純資産総額
私募	追加型	株式投資信託	1本	7百万円
公募	追加型	株式投資信託	2本	1,426百万円

（親投資信託を除く）

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社の財務諸表は、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」

（平成19年8月15日内閣府令第65号）附則第9条第2項第1号ただし書きにより、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、千円未満端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）および第6期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、ビーエー東京監査法人の監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

委託会社は、第5期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）および第6期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）において、子会社であるヒューミント・オーバーシーズ・リミテッドの所有目的が支配および投資目的ではなく、ファンドの資産管理を委託する目的で設立された資産管理会社であり、連結対象子会社に該当しないため、連結財務諸表を作成しておりません。なお、当該子会社については、「開示対象特別目的会社関係」において注記しております。

（1）【貸借対照表】

区分	注記 番号	第5期 (平成20年3月31日現在)			第6期 (平成21年3月31日現在)		
		金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金			70,665			13,537	
2 立替金			—			1,652	
3 前払費用			891			456	
4 未収入金			46			11	
5 未収委託者報酬			2,247			442	
6 未収運用受託報酬			1,539			3,089	
7 預け金			—			10,201	
8 繰延税金資産			13,109			41,006	
流動資産合計			88,499	63.2		70,396	77.8
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1		2,465	1.7		1,246	1.3
(1) 器具備品		2,465			1,246		
2 無形固定資産			1,996	1.4		1,546	1.7
(1) 電話加入権		52			52		
(2) ソフトウエア		1,943			1,494		
3 投資その他の資産			43,650	31.1		15,000	16.5
(1) 投資有価証券		15,983			12,332		
(2) 敷金		1,607			1,607		
(3) 差入保証金		26,060			1,060		
固定資産合計			48,112	34.3		17,792	19.6

III 繰延資産							
1 入会金			3,400			2,200	
繰延資産合計			3,400	2.4		2,200	2.4
資産合計			140,011	100.0		90,389	100.0
(負債の部)							
I 流動負債							
1 預り金			452			14,026	
2 未払代行手数料			1,122			—	
3 未払収益分配金			—			258	
(1) 未払手数料	—				258		
4 未払費用			9,511			2,371	
5 未払配当金			1,088			1,088	
6 未払法人税等			571			512	
流動負債合計			12,746	9.1		18,257	20.1
負債合計			12,746	9.1		18,257	20.1

		第5期 (平成20年3月31日現在)			第6期 (平成21年3月31日現在)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金			180,000	128.5		180,000	199.1
2 資本剰余金			32,251	23.0		32,251	35.6
(1) 資本準備金		32,251			32,251		
3 利益剰余金			△84,986	60.6		△140,119	155.0
(1) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		△84,986			△140,119		
株主資本合計			127,265	90.8		72,131	79.8
純資産合計			127,265	90.8		72,131	79.8
負債及び純資産合計			140,011	100.0		90,389	100.0

(注) 千円未満切捨て

(2) 【損益計算書】

		第5期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			第6期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
I 営業収益	※1						
1 委託者報酬			19,948	43.6		45,042	77.0
2 運用受託報酬			20,750	45.4		13,416	22.9
3 投資助言報酬			5,000	10.9		—	

4 投資顧問料			—			—	
営業収益合計			45,699	100.0		58,458	100.0
II 営業費用							
1 支払手数料			9,898			22,294	
2 広告宣伝費			8,177			6,590	
3 調査費			9,135			5,927	
4 委託計算費			4,964			14,079	
5 営業雑経費			1,842			2,005	
（1）通信費		819			849		
（2）協会費		1,023			1,155		
営業費用合計			34,018	74.4		50,896	87.0
III 一般管理費							
1 給料			58,884			68,637	
（1）役員報酬	※2	12,000			12,360		
（2）給料・手当		41,299			49,445		
（3）法定福利費		5,585			6,832		
2 旅費交通費			1,443			143	
3 租税公課			1,037			664	
4 不動産賃借料			3,374			3,656	
5 固定資産減価償却			1,269			1,669	
6 事務委託費			5,142			7,825	
7 その他一般管理費			5,751			3,085	
一般管理費合計			76,900	168.2		85,679	146.5
営業利益(または損失)			△65,220	142.7		△78,118	133.6
IV 営業外収益							
1 有価証券利息			—			129	
2 受取利息			47			83	
3 雑収入			471			15	
営業外収益合計			518	1.1		229	0.3
V 営業外費用							
1 繰延資産償却			1,200			1,200	
営業外費用合計			1,200	2.6		1,200	2.0

		第5期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			第6期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
経常利益（損失）			△65,901	144.2		△79,089	135.2
VI 特別利益							
賞与引当金戻入			1,455			—	
特別利益合計			1,455	3.1		—	
VII 特別損失							
投資有価証券売却損			14,493			—	
投資有価証券評価損			4,543			3,650	

特別損失合計		19,037	41.6		3,650	6.2
税引前当期純利益（損失）		△83,483	182.6		△82,739	141.5
法人税、住民税及び事業税		290	0.6		290	0.4
法人税等調整額		△11,713	25.6		△27,896	47.7
当期純利益（損失）		△72,059	157.6		△55,133	94.3

（注）千円未満切捨て

（３）【株主資本等変動計算書】

	第５期 (自 平成19年4月１日 至 平成20年3月31日)	第６期 (自 平成20年4月１日 至 平成21年3月31日)
区分	金額（千円）	金額（千円）
株主資本		
資本金		
前期末残高	125,001	180,000
事業年度中の変動額		
増資	54,999	-
事業年度中の変動額合計	54,999	-
当期末残高	180,000	180,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	31,250	32,251
事業年度中の変動額		
増資	1,001	-
事業年度中の変動額合計	1,001	-
当期末残高	32,251	32,251
資本剰余金合計		
前期末残高	31,250	32,251
事業年度中の変動額		
増資	1,001	-
事業年度中の変動額合計	1,001	-
当期末残高	32,251	32,251
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	△12,926	△84,986
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	-	-
当期純損失（△）	△72,059	△55,133
事業年度中の変動額合計	△72,059	△55,133
当期末残高	△84,986	△140,119
利益剰余金合計		
前期末残高	△12,926	△84,986
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	-	-
当期純損失（△）	△72,059	△55,133
事業年度中の変動額合計	△72,059	△55,133
当期末残高	△84,986	△140,119

株主資本合計		
前期末残高	143,324	127,265
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	-	-
当期純損失（△）	△72,059	△55,133
増資	56,000	-
事業年度中の変動額合計	△16,059	△55,133
当期末残高	127,265	72,131
純資産合計		
前期末残高	143,324	127,265
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	-	-
当期純損失（△）	△72,059	△55,133
増資	56,000	-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	-	-
事業年度中の変動額合計	△16,059	△55,133
当期末残高	127,265	72,131

重要な会計方針

項目	第5期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第6期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 資産の評価基準および 評価方法	投資有価証券 個別法による原価法	投資有価証券 同左
2 固定資産の減価償却の 方法	有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りで あります。 器具備品 4年～5年 (追加情報) 委託会社は、法人税法改正に伴い、 平成19年3月31日以前に取得した資 産については、改正前の法人税法に 基づく減価償却の方法の適用によ り取得価額の5%に到達した会計年 度の翌会計年度より、取得価額の 5%相当額と備忘価額との差額を5 年間にわたり均等償却し、減価償却 費に含めて計上しております。 この結果による損益への影響は軽 微です。 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能期 間（5年）に基づいております。	有形固定資産 同左 無形固定資産 同左
3 外貨建の資産及び負債 の本邦通貨への換算 の基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直 物為替相場により円貨に換算し、換 算差額は損益として処理しており ます。	同左

4 繰延資産の償却方法	入会金 繰延資産として計上した入会金は、譲渡不可能な権利金であるため資産として繰延べ、法人税法に基づき5年均等償却しております。	入会金 同左
5 引当金の計上基準	賞与引当金 賞与は、第5期より期末日に実績を決定して同日に支給することに変更しましたので、第6期の賞与金額を合理的に見積もることができないため、第5期末の賞与引当金は計上しておりません。	-----
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税込方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

重要な会計方法の変更

第5期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第6期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(有形固定資産の減価償却の方法) 第5期より、法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号及び法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号）に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについて、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更による損益に与える影響は軽微です。	-----

注記事項

（貸借対照表関係）

第5期 (平成20年3月31日現在)	第6期 (平成21年3月31日現在)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 1,258千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 2,478千円

（損益計算書関係）

第5期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第6期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 営業収益 6,900千円	※1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 営業収益 346千円
※2. 役員報酬額の範囲額 取締役 年額 60,000千円 監査役 年額 5,000千円	※2. 役員報酬額の範囲額 同左

（株主資本等変動計算書関係）

第5期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

平成19年3月28日に56,000千円増資を実行したことにより、資本金は180,000千円となりました。

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

第6期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

（有価証券関係）

第5期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

子会社株式および関係会社株式で時価のあるものは、ありません。

第6期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

子会社株式および関係会社株式で時価のあるものは、ありません。

（リース取引関係）

ありません。

（税効果会計関係）

項目	第5期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第6期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 繰延税金資産 の発生主な 原因別の内訳	繰延税金資産（流動） 広告宣伝費 3,255千円 未払事業税 114千円 繰越欠損金 37,399千円 小計 40,769千円 評価性引当金 △27,659千円 繰延税金資産 13,109千円 繰延税金資産（固定） 投資有価証券評価損 1,848千円 小計 1,848千円 評価性引当金 △1,848千円 繰延税金資産 ー	繰延税金資産（流動） 未払事業税 90千円 繰越欠損金 72,831千円 小計 72,922千円 評価性引当金 △31,916千円 繰延税金資産 41,006千円 繰延税金資産（固定） 投資有価証券評価損 3,334千円 小計 3,334千円 評価性引当金 △3,334千円 繰延税金資産 ー

（関連当事者との取引）

第5期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2 子会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				

子会社	ヒューミント・オーバーシーズ・リミテッド	ケイマン諸島	5	資産管理会社	100	なし	業務受託	投資一任契約	6.900	営業収益	—
-----	----------------------	--------	---	--------	-----	----	------	--------	-------	------	---

(注) 1 取引金額には消費税等は含んでおりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

管理報酬及び成功報酬については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

情報提供料については当社と関連を有しない他の当事者の条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

3 兄弟会社等

該当事項はありません。

第6期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	ヒューミント・オーバーシーズ・リミテッド	ケイマン諸島	5	資産管理会社	100	なし	業務受託	投資一任契約	346	営業収益	—

(注) 1 取引金額には消費税等は含んでおりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

管理報酬及び成功報酬については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

情報提供料については当社と関連を有しない他の当事者の条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

3 兄弟会社等

該当事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)

1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

委託会社では、ファンドの資産管理会社としてヒューミント・オーバーシーズ・リミテッド（以下「同社」という）を100%所有しております。

委託会社は、同社に対して投資一任契約を締結し、平成21年4月30日まで業務委託をして、同社から管理報酬及び成功報酬を得ておりましたが、それ以降の取引は行っておりません。また業務委託においては、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しており、また、情報提供料については委託会社と関連を有しない他の当事者の条件を参考に価格及びその他の条件を決定しておりました。

直近決算であります平成21年1月末において、同社の資産総額は5,416千円、負債総額0円です。なお、同社は単なる資産管理会社であり、委託会社はその経営に対して影響を持っておらず、役員および従業員の派遣もありませんので、連結財務諸表の範囲に含めておりません。

2. 第5期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）における特別目的会社との取引金額等

会社等の 名称	主な取引の金額または 当会計年度末残高	主な損益	
		項目	金額

ヒューミント・ オーバーシーズ・ リミテッド	—	営業収益	6,900千円
------------------------------	---	------	---------

2. 第6期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）における特別目的会社との取引金額等

会社等の 名称	主な取引の金額または 当会計年度末残高	主な損益	
		項目	金額
ヒューミント・ オーバーシーズ・ リミテッド	—	営業収益	346千円

（1株当たり情報）

項目	第5期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第6期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	39,745円47銭	21,215円26銭
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)	△22,504円65銭	△16,215円62銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額については、潜在株式が存 在しないため記載しておりません。	同左

（注）1株当たり当期純資産額の算定上の基礎

項目	第5期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第6期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	127,265	72,131
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
株式に係る期末の純資産額(千円)	127,265	72,131
期中平均株式数(株)	3,202	3,400

（注）1株当たり当期純利益及び当期純損失の算定上の基礎

項目	第5期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第6期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
損益計算書上の当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△72,059	△55,133
株主に帰属しない金額(千円)	—	—
株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△72,059	△55,133
期中平均株式数(株)	3,202	3,400

（重要な後発事象）

第5期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第6期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
-----	平成21年5月19日に国内有力投資家との間で、平成21年6月19日実施予定の第三者割当増資に合意いたしました。これにより、国内外有力投資家に普通株1,873株、総額9,300万円を割当てする予定です。

（追加情報）

第5期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第6期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(開示対象特別目的会社関係) 当事業年度より、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」を適用して、「開示対象特別目的会社関係」において、注記を行っております。	-----
(別紙様式第十二号に則った財務諸表作成) 平成19年3月に投資信託委託業務認可を取得し、投資信託運用業務を平成19年7月より開始したことにより、当事業年度より、「金融商品取引業等に関する内閣府令第百七十二条第一項、第百八十二条第一項」に定められた別紙様式第十二号に則った、財務諸表を作成しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。	-----

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

① 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

② 訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

① 受託会社

名 称 住友信託銀行株式会社

資本金の額 287,537百万円（平成21年3月末現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考> 再信託受託会社の概要

名 称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 51,000百万円（平成21年3月末現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行ないます。

② 販売会社

名 称	資本金の額※	事業の内容
キャピタルパートナーズ証券株式会社	4,750百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ニュース証券株式会社	877百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

平成21年3月末現在

2【関係業務の概要】

① 受託会社

当ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、受益権の通知、信託財産の保管・管理、基準価額の計算等を行ないます。

② 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金・償還金および一部解約金の支払い・再投資等に関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

委託会社と他の関係法人との間に資本関係はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日	備考
有価証券届出書の訂正届出書	平成21年 1月29日	
臨時報告書	平成21年 3月31日	

独立監査人の監査報告書

平成21年6月5日

ヒューミント投資顧問株式会社
取締役会 御中

ビーエー東京監査法人

指 定 社 員
業務執行社員
公認会計士 若槻 明 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているヒューミント・Jリートオープンファンドの平成20年12月22日から平成21年3月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒューミント・Jリートオープンファンドの平成21年3月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ヒューミント投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は指定社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月5日

ヒューミント投資顧問株式会社
取締役会 御中

ビーエー東京監査法人

指 定 社 員
業務執行社員
公認会計士 若槻 明 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、ヒューミント投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第6期事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに附属明細表（以下会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、附属明細表について監査の対象とした会計に関する部分は、附属明細表に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに附属明細表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに附属明細表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに附属明細表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに附属明細表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに附属明細表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに附属明細表に係る期間の財産及び損益の状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載の通り、会社は平成21年6月19日に第三者割当増資を行うことを国内投資家との間で合意している。

ヒューミント投資顧問株式会社と当監査法人または指定社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月5日

ヒューミント投資顧問株式会社
取締役会 御中

ビーエー東京監査法人

指 定 社 員
公認会計士
若槻 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、ヒューミント投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第5期事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに附属明細表（以下会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、附属明細表について監査の対象とした会計に関する部分は、附属明細表に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに附属明細表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに附属明細表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに附属明細表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに附属明細表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに附属明細表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに附属明細表に係る期間の財産及び損益の状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ヒューミント投資顧問株式会社と当監査法人または指定社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上